

パブリックコメントに寄せられたご意見と町としての考え方

案件名：第2次武豊町障がい者計画・第5期武豊町障がい福祉計画・第1期武豊町障がい児福祉計画

募集期間：平成29年12月15日～平成30年1月15日

意見の提出件数：4件

| No | 頁 | 意見の概要 | 町としての考え方 |
|-------|---------|---|--|
| No. 1 | P 21 | <p>「※在籍している特別支援学校についてのみ記載」との記載もあるが、武豊町から行く可能性がある学校については、在籍数0としつつ、学校名は記載いただきたい。 (例) ひいらぎ特別支援学校や名古屋盲学校等</p> | <p>あくまで、特別支援学校高等部在籍生徒の卒業見込みを記載することと、愛知県内に限っても、多数、特別支援学校が存在することから、卒業見込みのない学校名についての記載は差し控えさせていただきます。</p> |
| No. 2 | P 27～51 | <p>P 27～51の全般に言われるところであるが、具体的施策の関係部署に行政の担当課以外に1事業所である社会福祉協議会のみが記載されているのはなぜか。他の事業所・県の機関・知多南部3町地域自立支援協議会等の役割も記載いただきたい。記載が難しい場合、知多南部3町地域自立支援協議会の役割については、委託元である福祉課で記載してはどうか。特に、P 35の「多様な主体と連携した福祉教育の推進」に記載されている部分については、協議会啓発部会中心で実施している。また、P 37の「障害者雇用促進法等の周知」に関する商工会へのチラシ配布についても協議会武豊町部会で行っていることである。</p> | <p>社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、社会福祉法の規定により、区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者の参加、区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数の参加が、義務付けられております。本町と武豊町社会福祉協議会との関係性につきましては、多面的・多角的に捉えることができますが、ある一面として、社会福祉法の規定により、本町職員が武豊町社会福祉協議会の役員となっていることや、補助金を交付している（補助金交付について本町は次の三つの権限を有しております。①交付決定に際し、必要な条件を付すこと、②事業の適正な執行のために必要な指示をすること、③検査権限）こと等を踏まえますと、本町と非常に密接な関係性を有している団体と捉えることができます。実施事業の一部において、障害者総合支援法や介護保険法に基づく事業を実施していることから、ご意見にあるように、一事業所として捉えることもできますが、本町といたしましては、武豊町社会福祉協議会は、民間組織としての自主性を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体と認識しております。したがって、本計画を推進するにあたり、関係部署名を記載する欄において、社会福祉協議会と記載されている項目につきましては、武豊町社会福祉協議会において、施策を実施していただくという考えのもと記載させていただいております。また、無用な混乱を避けるため、「関係部署」との記載を「関係部署等」と修正させていただくことと、その他につきましては、原則どおり行政関係部署の記載とさせていただきます。なお、ご意見に地域自立支援協議会が行政からの委託により設置されている旨の記載がありますが、設置主体は障害者総合支援法上、行政となっておりますことを申し添えます。</p> |

| No | 頁 | 意見の概要 | 町としての考え方 |
|-------|------------------|---|--|
| No. 3 | P 29 | 「関係機関の連携による専門的な相談体制の充実」の内容であるが、専門的との記載もあるため、就労・成年後見センター・生活困窮・児相・包括支援センター等障害福祉分野以外との連携について書かれるべきではないのか。内容を再度検討いただきたい。 | ご意見に列挙してある分野等を含め、本計画に記載のあるとおり「多分野に渡る連携強化」を進めていきたいと考えておりますので、記載の変更は差し控させていただきます。 |
| No. 4 | P 29, 74, 76, 86 | 相談支援の絶対量が不足していると感じます。サービス利用を希望しても相談の順番待ちでサービス利用が開始できないことも出てくる可能性もあります。計画内容に相談支援体制の充実とありましたが、具体的な案が出ていないので具体化していく必要があると思います。また、増員・新設の働きかけをしていくだけでなく、町が主体となって事業を作ることも必要です。新規の相談希望者が安心して相談できることや、困難・緊急ケースの早期把握も可能になるからです。町主催で相談支援員養成講座や研修等を計画していただきたいです。 | 計画相談支援及び障害児相談支援につきましては、今後、サービス利用ニーズに対して、提供体制の確保が困難になることが見込まれています。町といたしましては、本計画期間中におおぞら園において、相談支援事業を新たに実施することを目標としています。加えて、相談支援専門員の増員や相談支援事業所の開設の働きかけを行い、提供体制の確保に努めてまいります。また、障がい者相談支援センターの充実や基幹相談支援センターの設置検討等を始めとする諸施策により、相談支援体制の充実を図ってまいります。なお、相談支援専門員に係る研修等につきましては、引き続き愛知県主催の研修等のご案内をさせていただきます。 |
| No. 5 | P 34 | 学齢の放課後は第3の場として、児童クラブ・放課後等デイサービス・児童館等があります。その内児童クラブについてはソフト面の充実が掲載されておりますが、基本的に「利用希望者を受け入れる体制確保」を基本とする受入基準を明確にしてください。 | 放課後児童クラブにつきましては、対象学年及び定員を順次拡大しております。また、受入基準につきましては、町内の小学校に在籍する児童で身体等の介助が常態的に必要のない児童及びその他町長が認める児童で、昼間家庭内で当該児童の育成にあたる者がいないことが常態的であることとなっております。 |
| No. 6 | P 37 | 既に当法人は、福祉課・産業課から協力をいただき、町内において「農業と福祉」を目標とする福祉サービス事業所開所に向けた準備を進めておりますが、色々な点で官民共同の良さ、大切さを痛感しております。また同時に、これから事業所を開所していくためには、産業課以外にも様々な課との連絡調整があると予想されることから、関係する部署等との連携づくりを引き続きしてください。 | 今後とも必要に応じ、関係部署との連携を図ってまいります。 |
| No. 7 | P 37 | 就労について、数年後に町内にオープンする温水プールやクリーンセンター等の施設においても、積極的に障がい者雇用が進むよう努力してください。 | 武豊町屋内温水プールに係る雇用につきましては、現段階において未定ですので、ご意見として伺っておきます。また、知多南部広域環境センターにつきましては、2市3町にて設置している一部事務組合「知多南部広域環境組合」が実施していることから、本町ではご回答いたしかねますが、町担当課を通じて、知多南部広域環境組合にご意見があったことを伝えさせていただきます。 |

| No | 頁 | 意見の概要 | 町としての考え方 |
|--------|----------|---|--|
| No. 8 | P 37 | 雇用・就労機会の支援の具体的な支援として、農福連携という文言が入るということで、大変期待しています。農・福の連携はもとより、農・福・商・工の連携で、誰もが社会参加できる元気な暮らしづくりにむけて、異業種が様々な形で連携しながら、地域作りに参加し、盛り上げていけるような支援体制を作っていただきたいです。 | 農福の連携にとどまらず、多様な主体が相互に連携を図りながら、本計画を推進していきたいと考えております。 |
| No. 9 | P 50, 51 | 障がい児用のアンケートで、現在も差別を受けているとの声が約30%もあるにもかかわらず、差別の相談事例がほとんど挙がってきていない状況を解決していく具体的施策を記載いただきたい。 | 相談窓口の周知について追記しました。 |
| No. 10 | P 52, 53 | 障がい者計画にも数値目標が設定されたことはとても意味があることだと思っています。ありがとうございます。数値目標を達成させるための具体的施策が書かれていないと、達成が難しいのではないのでしょうか。 | 数値目標につきましては、基本目標毎に設定をしておりますので、基本目標毎に記載されている具体的施策を推進することにより、数値目標の達成を目指してまいります。 |
| No. 11 | P 55～87 | 障がい福祉・障がい児福祉計画に係る基本理念の5つの柱については、とても大切な内容であると思ひ、是非実現に向けて取り組んでいただきたい。また、武豊町においても、今後の人口減少は避けられない問題であると思ひますが、一方では、障害者手帳保持者の増加傾向や支援学校卒業見込み生徒数の増加も示され、必ずしも人口減少と比例しない、福祉サービスのニーズは今後もまだ増加傾向にあると思われまふ。しかし、放課後等デイサービスの例からも見られるとおり、町内の利用施設のほとんどが既に受入れできない状態にあり、それは利用数が伸びない要因の一つであると思ひます。こうした状況を踏まえ、先ずは福祉サービスにおいても公立施設、事業所の新設・充実を進めてください。 | あおぞら園につきましては、本計画期間中に相談支援事業や保育所等訪問支援事業を新たに実施することを目標としております。また、その他のサービスにつきましては、事業所の開設や拡大について働きかけを行い、提供体制の確保に努めてまいります。 |
| No. 12 | P 60 | 地域生活移行者数が「1人」との記載がありますが、なぜ地域移行できたのかある程度の記載があると、向こう3年の目標達成に生かすことができるのではないかと。 | 第4期計画における実績の1人について、地域移行の理由を記載することにより個人が特定されるおそれがあるため、記載については差し控えさせていただきます。なお、第5期計画における成果目標につきましても、ご本人の希望のもと、関係者と協力しながら目標達成できるよう努めてまいります。 |
| No. 13 | P 63 | (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築において、協議の場の設置の検討が書かれていますが、どこの場で検討がすすんでいくのか記載をいただきたい。 | 関係機関等との調整が必要になってくる可能性はありますが、検討の出発点は本町となります。それ以降については未定のため、記載は差し控えさせていただきます。 |

| No | 頁 | 意見の概要 | 町としての考え方 |
|--------|------|---|--|
| No. 14 | P 63 | (3) 地域生活支援拠点等の整備において、面的整備での運用が開始されていることが記載されていますが、事業所の登録の目標値についても記載したらどうか。また、「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」に関する方針についても記載をいただきたい。 | 事業所の指定数につきましては、事業所の協力を仰ぎながら増やしていきたいと考えておりますが、数値目標として記載することは考えておりません。また、いわゆる地域生活支援拠点等に求められる5つの機能全てについて、本計画に記載のあるとおり「体制整備等の充実」に努めていくものであることから、「専門的人材の確保・養成」や「地域の体制づくり」に限っての記載は差し控えさせていただきます。 |
| No. 15 | P 65 | 児童発達支援センターの設置について、平成32年度末までに移行することが困難であると明記されておりますが、国の基本指針に示されているように、圏域として医療的ケア児支援の協議を行う「知多南部地域」において設置できるように努力してください。 | 計画期間が3年である障がい福祉・障がい児福祉計画においては、児童発達支援事業を行っている町立のあおぞら園の機能強化を図ることを目標としており、計画期間が6年である障がい者計画においては、児童発達支援センターへの移行について検討を行うこととなっております。したがって、本町においては単独での設置検討をまいります。 |
| No. 16 | P 66 | ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置において、協議の場の設置の検討が書かれていますが、どこの場で検討がすすんでいくのか記載をいただきたい。 | 関係機関等との調整が必要になってくる可能性はありますが、検討の出発点は本町となります。それ以降については未定のため、記載は差し控えさせていただきます。 |
| No. 17 | P 72 | 方策の中で「事業所への事業拡大の働きかけ～」と明記されておりますが、事業者側の事業拡大を考える場合、その設置場所が一番課題となります。また、町内の社会資源のバランスも考えて設置することは、利用者ニーズであると思えます。このためにも、福祉課のみならず、武豊町が所有・管理する公共施設、跡地等の情報開示と利用の促進をしてください。 | 事業所開設に係る町所有の土地・建物の貸付等に関しましては、法令等による様々な制限があります。また、ふさわしい物件についてもなかなか見当たらない現状です。具体的な開設に向けてのご相談については、個別にさせていただきたいと考えております。 |
| No. 18 | P 76 | (1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業において、知多南部地域自立支援協議会啓発部会で実施しているハンドブックや学習会の取組の記載がありますが、学校に限ったものになってしまいます。昨年度より啓発部会ですすめている啓発映像を活用した「地域への出前講座」への協力等も検討いただきたい。 | 追記しました。 |
| No. 19 | P 76 | (2) 相談支援事業において、基幹相談支援センターの設置の検討が書かれていますが、どこの場で検討がすすんでいくのか記載をいただきたい。 | 関係機関等との調整が必要になってくる可能性はありますが、検討の出発点は本町となります。それ以降については未定のため、記載は差し控えさせていただきます。 |
| No. 20 | P 81 | (9) 日中一時支援事業については、町外の事業所に頼り切っている事業であり、P15の生活環境に日中一時支援事業を行っている事業所が少ないとの記載もあるため、量確保のための方針が必要なのではないかと。 | 日中一時支援事業を含む障害福祉サービス等全体についての言及となりますが、サービス種別ごとに差はあるものの、基本的には、町内での見込量の確保を目指しつつ、不足している社会資源については、ある程度広域的な対応によりサービス提供を実施していきたいと考えております。 |

| No | 頁 | 意見の概要 | 町としての考え方 |
|--------|------|--|---|
| No. 21 | P 85 | <p>放課後等デイサービスについては、町内に5か所事業所は開所していますが、ほとんどの事業所が定員に達しており、新規利用を受入れできない状況があります。計画に見込みでニーズは増加していくとあります。そこでどのように放課後等デイサービスを充実していくか具体化する必要があります。既存の事業所にサービス拡大を働きかけるだけでなく、町が主体で新規事業所を立ち上げ、管理が難しいようであれば委託も検討してください。町が主体となることで利用者・保護者の安心感はとても期待でき、利用しやすい環境になります。また、町外事業所ではどうしても送迎に時間を取られてしまい療育自体の時間が減ってしまうからです。町内の障がい児は町内の放課後等デイサービスで受入れできるような体制作りを進めてください。</p> | <p>放課後等デイサービスにつきましては、今後、サービス利用ニーズに対して、提供体制の確保が困難になることが見込まれますが、本計画期間中に町が放課後等デイサービス事業所の開設をする考えは持っておりません。本計画に記載のあるとおり、事業者に対してサービス提供の拡大について働きかけを行い、提供体制の確保に努めてまいります。また、基本的には、町内での見込量の確保を目指しつつ、不足する場合においては、ある程度広域的な対応によりサービス提供を実施していきたいと考えております。</p> |
| No. 22 | P 85 | <p>具体的な施策で示されている通り、町内5か所の放課後等デイサービスは受入が難しい状況が迫っています。今後、重心の放課後等デイサービス開所課題も合わせ、増設、新設開所を促すためにも、武豊町全体で所有の土地・建物など利用できるような物件があれば、積極的に情報公開や、無償・有償賃借など具体的な支援をして下さい。</p> | <p>事業所開設に係る町所有の土地・建物の貸付等に関しましては、法令等による様々な制限があります。また、ふさわしい物件についてもなかなか見当たらない現状です。具体的な開設に向けてのご相談については、個別にさせていただきたいと考えております。</p> |
| No. 23 | P 85 | <p>保育所等訪問支援ですが、あおぞら園でも実施するとの見込み(P 65・66等)がある中で、見込みが「0」という判断でいいのでしょうか。</p> | <p>修正しました。</p> |
| No. 24 | P 87 | <p>P 19の療育手帳所持者の増加をみても、特別な支援が必要な児童の増加がみられる中で、放課後児童クラブでの手帳所持児童の受入れについても、増加を見込む必要があるのではないのでしょうか。P 58に記載があるインクルージョンの推進についての視点も視野に入れるべきではないのでしょうか。また、1億総活躍社会・多様な働き方が求められている中で、障害がある子どもをもつ母も働きたい思いは変わらずもってみえます。</p> | <p>放課後児童クラブの見込量につきましては、各年度の学校在籍人数における障がい児の割合に基づく算出から、ほぼ横ばいとなるため、記載の修正は差し控えさせていただきます。また、本町の放課後児童クラブの受入れにつきましては、家庭外就労等一定の基準を満たした児童を対象に実施しております。したがって、保護者の就労等のため放課後に家庭で児童の育成にあたる者がいない場合等の支援の提供のひとつとしての位置づけをしております。</p> |
| No. 25 | P 89 | <p>達成状況を毎年1回点検・評価していくとの記載がありますが、年に1回ではPDCAサイクルのCheckしか実施できず、Action(改善・見直し)の部分がどこまで実施できるのでしょうか。絵に描いた餅にならないよう、もう少し具体的な記載をいただきたい。</p> | <p>計画の評価・進捗管理につきましては、点検・評価を年1回行うのであって、PDCAサイクルの全てを1回の会議で実施するというものではありません。したがって、1年を1サイクルとし、PDCAを機能させるよう実施してまいりたいと考えております。</p> |

| No | 頁 | 意見の概要 | 町としての考え方 |
|--------|------|--|--|
| No. 26 | P 89 | <p>武豊町は、大規模事業所よりも、NPO法人等の比較的中小規模の事業所が多い地域なので、年1回のPDCAサイクル会議において、それぞれの実情把握に努め、より具体的なニーズ把握と事業課題を整理し実現できるよう努力してください。</p> | <p>本計画における評価・進捗管理につきましては、計画に記載のあるとおり、武豊町地域福祉推進協議会及び知多南部地域自立支援協議会の意見を踏まえて実施するものをさせていただきます。しかしながら、日常業務等におけるサービス事業所との連携の中で、実情把握等に努め、本計画の推進に生かしていきたいと考えております。</p> |
| No. 27 | — | <p>障がい者計画基本理念でも示された、「一人ひとりの個性が輝く」ためには、個々のニーズを掘り起こしながら、特に活発である青年期への支援として、文化芸術・スポーツ等の活動の場だけではなく、「自由な居場所」づくりが必要と考えます。具体的には、青年期の誰もが自由に利用でき、宿泊もできるような「施設・居場所」づくりの検討をしてください。</p> | <p>本町においては、障がいの種別にかかわらず利用できるサロンのような役割を持つフリースペース事業や、各種団体によって行われているリフレッシュカフェ等がありますが、ご意見にあるような青年期に限った宿泊型の施設・居場所についてはございません。また、本計画期間中にそのような施設・居場所づくりを行う考えは持っておりません。しかしながら、地域福祉の推進という観点から有効な施策となる可能性を含んでいると考えております。利用対象や利用形態を限定するか否かということもございますが、地域福祉推進に関する施策の参考とさせていただきます。</p> |